加須市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

１　趣旨

（１）令和３年度介護報酬改定に合わせ、高齢者虐待防止の推進、質の高いケアマネジメントの推進、感染症や災害への対応力強化、介護サービスの質の評価及び科学的介護の取組の推進、職場環境の改善に向けたハラスメント対策の推進、介護現場における業務負担の軽減等を目的に厚生労働省令の一部が改正されたことに伴い、加須市における指定居宅介護支援等の事業に関する基準を定めている標記の条例を一部改正しました。

　（２）一部改正後の条例は、令和３年４月１日から施行していますので、内容について御了知の上、今後の業務に当たられますようお願いします。

２　改正の概要

（１）利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、事業者は、次の措置を講じること。

ア　虐待防止のための対策を検討する委員会の開催及び介護支援専門員への結果の周知徹底

イ　虐待防止のための指針の整備

ウ　介護支援専門員に対する虐待防止のための研修の開催

エ　虐待防止の措置を適切に実施するための担当者の配置

オ　虐待防止のための措置に関する事項の運営規程への記載

【第４条第５項、第２１条、第３０条の２関係】

（２）ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、事業者は、新たに利用者に次の事項を説明し、理解を求めることとすること。

　　ア　前６箇月間に作成したケアプランの総数のうち、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護がそれぞれ位置付けられたケアプランの数が占める割合

　　イ　前６箇月間に作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、福祉用具貸与、地域密着型通所介護ごとの回数のうち、同一の事業者によって提供されたものが占める割合

　　【第７条第２項関係】

（３）区分支給限度基準額の利用割合が高く、かつ、訪問介護がサービスの大部分を占める等のケアプランを点検・検証する仕組みを創設し、市が点検・検証を行い、必要に応じてケアプランの再検討を促すことにより、身体介護も含めた訪問介護全体での適切なサービスを確保するという観点※から、介護支援専門員は、「区分支給限度基準額に占めるケアプランに位置付けた指定居宅サービス等に係る費用の総額の割合」及び「指定居宅サービス等に係る費用の総額に占める訪問介護の費用の割合」が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市からの求めがあった場合には、ケアプランの妥当性を検討し、当該ケアプランに訪問介護が必要な理由等を記載し、市に届け出ることとすること。

【第１６条第２１号関係】

※　平成30年度報酬改定において、介護支援専門員が、訪問介護の生活援助中心型サービスについて通常より多い回数をケアプランに位置付ける場合には、市町村に届け出ることが義務付けられた（本市でも同様の規定を創設した）が、生活援助が身体介護に置き換えられているのではないかとの指摘があることを踏まえ、安易に身体介護に置き換えられるケースを是正する新たな点検・検証の仕組みを設けるもの。

（４）介護サービスの質の向上を図る観点から、事業者は、ケアプランの作成等に当たって、ＶＩＳＩＴ情報※１やＣＨＡＳＥ情報※２等の科学的な裏付けのある情報の活用に努めること。【第４条第６項関係】

　　※１　質の高いリハビリテーションの提供を目的に、国が通所・訪問リハビリテーション事業所から収集し、データベースを用いて解析し、その結果を事業所にフィードバックするリハビリテーションの評価等情報。「monitoring & e**V**aluation for rehab**I**litation **S**erv**I**ces for long-**T**erm care」の通称。

　　※２　科学的根拠に基づく質の高い介護を実現することを目的に、国が各介護サービス事業所から収集し、解析等を行う利用者の状態やケアの内容等に関する情報。「**C**are **H**e**A**lth **S**tatus & **E**vents」の通称。

（５）適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、事業者は、ハラスメントにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じること。【第２２条第４項関係】

（６）感染症や非常災害の発生時においても、利用者に居宅介護支援を継続的に提供できる体制を構築する観点から、事業者は、次の措置を講じること。

　　ア　業務継続計画（利用者への居宅介護支援の継続的な提供及び非常時における体制での早期の業務再開を図るための計画）の策定

　　イ　介護支援専門員への業務継続計画の周知及び研修・訓練の実施

　　ウ　業務継続計画の定期的な見直し

　　【第２２条の２関係】

（７）事業所における感染症の発生及びまん延を防止する観点から、事業者は、次の措置を講じること。

　　ア　感染症予防等のための対策を検討する委員会の開催及び介護支援専門員への結果の周知徹底

　　イ　感染症予防等のための指針の整備

　　ウ　介護支援専門員に対する感染症予防等のための研修及び訓練の実施

　　【第２４条の２関係】

（８）介護現場における業務負担の軽減を図る観点から、次の見直しを行うこと。

　　ア　運営基準において実施を求めている各種会議等について、テレビ電話装置等を活用して行うことを可能とすること。

　　イ　運営規程等の重要事項について、事業所に掲示する方法に代えて、閲覧可能な形（ファイル等）で備え置く方法によることを可能とすること。

　　ウ　書面で行うことが規定されている又は想定される諸記録の作成、保存等について、電磁的方法（電子メール、電子ファイルのダウンロード、ＣＤ－ＲＯＭ等）によることを可能とすること。

　　エ　利用者又は家族等に対して書面で行うこととされている又は想定される「交付」、「説明」、「同意」、「承諾」等について、電磁的方法によることを可能とすること。

【第１６条第９号、第２４条の２第１号、第２５条、第３０条の２第１号、

第３４条関係】

３　施行期日

　　令和３年４月１日。ただし、上記２（３）の改正については、令和３年１０月１日。ただし、次の各規定については、３年（令和６年３月３１日まで）の経過措置期間を設ける。

（１）虐待の防止に係る規定（上記２（１））

（２）業務継続計画の策定等に係る規定（上記２（６））

（３）感染症の予防及びまん延の防止のための措置に関する規定（上記２（７））

４　条例のホームページへの掲載

　　加須市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の全文については、下記の市ホームページから検索できますので、ご活用ください。

　【ＵＲＬ】

　　https://www.city.kazo.lg.jp/section/reiki/reiki\_menu.html